

## 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年3月3日

山梨県知事 後藤 斎

### 一 一般競争入札に付する事項

#### 1 役務の名称及び数量

休廃止鉱山対策事業坑廃水処理及び施設維持管理業務委託 一式

#### 2 役務の概要

旧宝鉱山の坑廃水を集水し、中和処理を行うとともに、発生する濁物を脱水し、ケーキ化する一連の坑廃水処理、及びこれに附随する施設の維持管理等に係る業務。

#### 3 役務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### 4 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 5 履行場所

山梨県都留市大幡地内

旧宝鉱山及び坑廃水処理施設

#### 6 入札の位置づけ

本入札は、年度開始前の契約準備行為であるため、本入札における落札の効果は、平成29年4月1日に平成29年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

### 二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成14年2月28日山梨県告示第64号)に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種(建物管理)の「貯水・汚水・浄化槽等点検・保守」又は(その他役務)の「その他(役務)」に登録されている者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- 7 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間において、1年間継続しての休廃止鉾山坑廃水処理業務を元請けとして契約を結び、当該契約を履行した実績を有する者であること。
- 8 集中豪雨、台風、地震などの緊急時には、30分以内に現場に到着し対応できる人員を確保できる者であること。

### 三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当 電話055-223-1532
- 2 入札説明書等の交付方法  
平成29年3月3日（金）から平成29年3月9日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで三の1の場所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法  
平成29年3月3日（金）から平成29年3月9日（木）までの山梨県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで三の1の場所に提出すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所  
平成29年3月27日（月）午後1時30分  
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階 産業労働部会議室
- 5 入札方法  
落札決定当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効  
二の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、

設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

#### 四 その他

##### 1 入札保証金

免除

##### 2 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第109条の2に規定に該当する者は、これを免除する。

##### 3 違約金の有無

有

##### 4 契約書作成の要否

要

##### 5 前払金の有無

無

##### 6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）、本件の調達に係る公告（以下「入札公告」という。）に定めるもののほか、本件の調達契約について、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

### 1 公告日 平成29年3月3日（金）

### 2 一般競争入札に付する事項

#### (1) 役務の名称及び数量

休廃止鉱山対策事業坑廃水処理及び施設維持管理業務委託 一式

#### (2) 役務の概要

旧宝鉱山の坑廃水を集水し、中和処理を行うとともに、発生する澱物を脱水し、ケーキ化する一連の坑廃水処理、及びこれに附随する施設の維持管理等に係る業務。

#### (3) 役務の仕様等

別添仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### (5) 履行場所

山梨県都留市大幡地内

旧宝鉱山及び坑廃水処理施設

#### (6) 入札の位置づけ

本入札は、年度開始前の契約準備行為であるため、本入札における落札の効果は、平成29年4月1日に平成29年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

### 3 入札参加者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者で、山梨県の審査及び確認により入札参加資格があると認められた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（建物管理）の「貯水・汚水・浄化槽等点検・保守」又は（その他役務）の「その他（役務）」に登録されている者であること。

- (4) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間において、1年間継続しての休廃止鉱山坑廃水処理業務を元請けとして契約を結び、当該契約を履行した実績を有する者であること。
- (8) 集中豪雨、台風、地震などの緊急時には、30分以内に現場に到着し対応できる人員を確保できる者であること。

#### 4 入札参加資格の審査

入札参加者で、3の(2)に該当しない者（本件入札の公告時に物品等競争入札参加資格を得ていない者）は、次により山梨県出納局管理課において当該資格の審査を受けなければならない。

また、3の(3)の登録内容を変更しようとする者も同様とする。

- (1) 資格審査申請書の提出期間  
平成29年3月3日（金）から平成29年3月9日（木）まで
- (2) 申請の手続き  
電子申請による
- (3) 問い合わせ先及び提出先  
山梨県出納局管理課 調度担当  
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
電話 055-223-1395（直通）

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加者は、様式1の入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 確認申請書の提出期間  
この入札説明書の交付を受けた日から平成29年3月9日（木）までの山梨県の休日（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (2) 確認申請書の手続き  
確認申請書の提出は、持参するものとする。
- (3) 確認申請書の提出場所

山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 055-223-1532 (直通)

(4) 確認申請書に次の書類を添付すること。

ア 3の(2)を証する書類の写し(「物品等競争入札参加資格審査申請の審査結果について」通知書)

また、申請中の者は、当該審査申請書の写し

イ 誓約書(様式2)

ウ 3の(7)を証する書類(様式3。契約書の写し等添付書類を含む。)

(5) 提出部数

1部

(6) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果は、平成29年3月15日(水)までに郵便により発送(様式4)する。

(7) その他

① 提出期限後の申請書の差し替え、再提出は認めない。

② 提出された申請書等は、県において公表及び無断使用はしない。

③ 提出された申請書等は、返却しない。

④ 返信用封筒を申請書等と併せて提出すること(「速達」扱いとして切手を貼付し、  
返信先を担当部署・担当者名まで記載すること。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。

(1) 手続き

平成29年3月21日(火)午後4時までに山梨県知事あての書面(様式任意)を5の(3)の場所に持参して行わなければならない。

(2) 回答

平成29年3月22日(水)までに郵便により発送する。

7 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付、回答書の公表

(1) 質問の受付

質問事項がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、質問書(様式5)に記入のうえ、平成29年3月13日(月)午後5時までに、持参、郵送又は電子メール(ファイル添付)にて、下記の提出先に提出すること。

また、電子メールで提出する場合は、件名を「休廃止鉱山対策事業坑廃水処理業務委託 入札説明書に関する質問」とし、送信後、下記の連絡先に到着を確認すること。

メールアドレス：[sansei@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:sansei@pref.yamanashi.lg.jp)

電話（連絡先）

山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当

電話 055-223-1532 (直通)

(2) 質問に対する回答書の公表

平成29年3月15日（水）に山梨県産業政策課のホームページ

(<http://www.pref.yamanashi.jp/sansei/index.html>)に掲載するとともに、山梨県産業労働部産業政策課企画・団体担当において回答書を配布する。

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 実施日 平成29年3月27日（月）午後1時30分

(2) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県庁別館3階 産業労働部会議室

9 入札及び開札の立ち会い

入札及び開札の立ち会いについては、代表者又はその代理人をもって行う。

なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合においては、入札者の委任状（様式6）を提出すること。

10 入札方法等

(1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知のうえ、入札しなければならない。

入札後、入札公告、仕様書及び入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加に際しては、5の(6)の入札参加資格確認通知書（様式4。写しでも可）を持参すること。

(3) 代表者が出席する場合は、代表者の印鑑を持参すること。

また、代理人が出席する場合は、委任状（様式6）と当日出席する者の印鑑を持参すること。

（委任状の受任者の印と当日出席し入札に参加する者の印が同じであること。）

(4) 入札金額は、2の(4)の履行期間において当該役務の提供に要する一切の経費（ただし、仕様書において山梨県が負担するものを除く。）を見積もること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当する金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札書（様式7）は、上記(4)の入札金額のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、提出すること。

ア 入札書の日付、件名及び履行場所。なお、件名については、「休廃止鉱山対策事業 坑廃水処理及び施設維持管理業務委託」とし、履行場所については、「山梨県都留市 大幡地内 旧宝鉱山及び坑廃水処理施設」とすること。

イ 代表者が入札する場合は、その住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）、並びに押印

代理人が入札する場合は、代表者の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）、並びに当該代理人の氏名及び押印。

(6) 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所を押印しなければならない。

ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。

(7) 代表者又はその代理人は、その入札書の引替え、変更、取り消しをすることができない。

(8) 入札回数は2回を限度とする。

### 1.1 入札の無効条件

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

(1) 入札公告に示した入札参加資格のない者の入札

(2) 入札時刻に間に合わなかったとき

(3) 指定の日時までに入札書が提出されないとき

(4) 同一の入札に他の入札参加者の代理人を兼ねた場合、又は2人以上の代理人として行われた入札

(5) 入札書の記載に不備がある場合

(6) 入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札

(7) その他入札条件に違反した入札

### 1.2 落札者の決定

(1) 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者の決定に当たっては、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

(2) 低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

また、調査の結果、落札者が決定されたときは、直ちに入札参加者全員に通知する。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、調査に協力しなければならない。

なお、調査に協力しない者は、落札者とししない。



- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。
- (6) 再度入札に付して落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約によることができるものとする。
- (7) 落札者が別に指定する期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

### 1.3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。  
ただし、規則第109条の2の規定に該当する場合は、これを免除する。
- (3) 規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

### 1.4 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 契約は、山梨県知事と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

### 1.5 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に「3 入札参加者に必要な資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達の担当  
山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当  
電話 055-223-1532（直通）

## 委 託 契 約 書 (案)

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、休廃止鉾山対策事業坑  
廃水処理及び施設維持管理業務（以下「本業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は、次のとおり本業務を乙に委託する。

- （1）業務の内容 旧宝鉾山（山梨県都留市大幡地内）における坑廃水処理及び施設の維持管理業務
- （2）委託期間 平成29年4月 1日から  
平成30年3月31日まで
- （3）委託金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税 円)
- （4）契約保証金 山梨県財務規則第109条の2第3号の規定により免除する。

### （業務の実施）

第2条 乙は、別紙委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、本業務を誠実に実施するものとする。

### （権利譲渡の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

### （再委託の禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### （契約履行の原則）

第5条 乙は、この契約の履行にあたっては、関係法令を遵守するとともに善良なる管理者の注意をもって実施する。

### （甲の指示）

第6条 乙は、本業務の実施については、仕様書に定めるもののほか、甲の指示に従わなければならない。

### （実施状況の検査）

第7条 甲は、本業務の実施状況について随時検査し、又は報告を求めることができる。

### （業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の内容を変更することができる。この場合において委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(報告書の提出)

第9条 乙は、本業務が終了したときは、仕様書に定める実績報告書を平成30年4月5日までに甲に提出しなければならない。

(委託料の支払)

第10条 委託料の支払いは、四半期ごとに乙の請求により支払うものとし、乙の請求から30日以内に乙の指定する銀行口座へ振込により支払いを行うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第11条 甲が約定の支払時期までに契約金を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(委託料の変更)

第12条 本業務に要した費用が契約金額に比して不相当となった場合は、甲乙協議して委託金額を変更できるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 本業務の実施状況が著しく不相当であると認められるとき。

(2) 第6条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告せず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者

(4) その他、この契約に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(損害賠償)

第14条 本業務の実施にあたり、乙に生じた損害は、甲の責に帰すべき理由による場合を除き、乙の

負担とする。

2 本業務の実施にあたり、乙が第三者に及ぼした損害は、甲の責に帰すべき理由による場合を除き、乙の負担において、その賠償を行うものとする。

(協議事項)

第15条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 後 藤 斎 ㊟

乙

㊟

# 委 託 業 務 仕 様 書

## (適用範囲)

第1条 本仕様書は、山梨県（以下「甲」という。）が、（以下「乙」という。）に委託する休廃止鉱山対策事業坑廃水処理及び施設維持管理業務に適用する。

## (業務目的)

第2条 業務の対象となる旧宝鉱山では、採掘空洞を湛水水没させることで鉱床・鉱壁の酸化防止をし、水質の改善を図り、また湛水の水圧により坑内の湧水を封じ込め坑内水量の減少化を図っている。

このため、下二坑、西坑、本坑の順に耐圧密閉プラグが設置され、湛水位面を上四坑レベルまで上げ、上四坑よりの越流水を坑廃水として排出している。また、上七坑前堆積場、赤棚沢堆積場及び下二坑にも浸透水があり、いずれも有害物質を含有した強酸性の水となっている。

よって、鉱害の発生を防止するため、これらの坑廃水を集水し、中和処理を行うとともに、発生する澱物を脱水し、ケーキ化する一連の坑廃水処理、及びこれに附随する施設の維持管理等に係る業務を委託するものである。

## (履行場所)

第3条 本業務の履行場所は、山梨県都留市大幡地内とする。

## (業務の概要)

第4条 甲が乙に委託する業務は、坑廃水を法令に定める基準以下で公共用水域に排出するために必要な処理業務及びこれに附帯する業務並びに坑廃水処理に必要な施設の維持管理及びこれに附帯する業務であり、その業務の概要は次のとおりである。

- (1) 集水した坑廃水を消石灰中和法により中和処理し、上澄水を河川に放流する業務
- (2) 中和処理に伴って発生する澱物をすべて脱水処理する業務
- (3) 中和処理施設、坑口、坑廃水導水管及び排水管の保守点検及び維持管理、並びに澱物堆積場を含む施設周辺の点検及び環境整備に関する業務
- (4) 管理記録簿の整備
- (5) その他業務の目的を達成するため甲が指示する業務

## (業務の内容)

第5条 前条のために乙は、中和処理施設の運転または操作を行うが、その際は、設備・機器等の性能特性を把握し、安全確実な方法により、業務を的確かつ円滑に実施するものとする。なお、降雨等による原水の増水時の運転については、甲と連絡を密にし、的確な措置を講ずるよう努めることとする。

2 乙は、中和処理施設の事故を未然に防止するとともに、各種機器等の正常な運転を維持するため、日常点検・整備を行うものとする。

3 乙は、旧宝鉱山内の導水管、各坑口等の点検を原則として月2回以上行い、危険箇所、異常な出水等の監視、導水管周辺の除草等を行うほか、増水時等においては、必要に応じて巡回を行うこととする。

4 乙は、原則として月2回は、本坑坑内の自記水位計の作動状況を点検し、坑内水位の観測を行うものとする。

5 乙は、中和処理施設を使用する際、次のことに留意することとする。

- (1) 乙は、施設及び設備の盗難や侵入者の防止について十分監視を行うものとする。
- (2) 集中豪雨、台風、地震などの異常事態の発生に備えて連絡体制を確立し、事態に的確に対処できるよう努めること。
- (3) 乙は、異常を発見し、緊急に対処する必要がある場合は、応急措置を行うとともに、直ちに甲に連絡するものとする。
- (4) 乙は、委託業務に支障が生じないように常に施設の保全を行うものとする。また、点検・整備により発見した不良箇所又は故障の発生した毀損箇所のうち、軽微なものについては甲と協議の上補修するものとする。
- (5) 乙は、委託業務内の施設、建物及びその周辺の清掃を常に行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、乙は次の業務を行うものとする。

- (1) 石灰、沈降剤の購入及び管理
- (2) 施設の小規模修理に要する小部品（伝動ベルト、ベアリング、パイプ、パッキング等）の購入及び交換
- (3) 老朽坑廃水導水管排水管の取替
- (4) 油脂、ウエス、ブラシ、工具その他の消耗品の購入
- (5) 原水、処理水及び処理水放流点付近の水質分析の実施
- (6) 坑廃水処理等に必要なる光熱水費の支払い
- (7) フィルタープレスが常時正常な状態で稼働するための保守
- (8) フィルタープレスの稼働に必要な消耗品の購入

(土地及び施設の使用)

第6条 本業務に必要な土地、中和処理施設及び脱水処理施設は、甲が用意したものを使用するものとする。

(目的外使用の禁止)

第7条 乙は甲の用意した土地及び施設を本業務以外のために使用してはならない。また、現状を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(中和処理に要する資材及び施設管理)

第8条 中和処理に要する資材及び光熱水費並びに施設の維持管理及び修繕の内容は別紙のとおりとするが、使用実績により変更する場合がある。

(坑内及び山地の保守点検)

第9条 坑水及び導水管に異常が認められた場合は、乙は直ちに甲に報告し、指示を受けるものとする。

2 乙は、業務の実施に当たって、山腹の落石、山地の陥没等には十分注意を払うものとする。

(事故防止)

第10条 乙は、自然環境汚染、第三者への危害防止に努めなければならない。

2 乙は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の処置を講ずるとともに甲に報告するものとする。

3 業務遂行のための設備が乙の責に帰せない事由により破損し、業務の遂行が不能となり、またその恐れがある場合は、乙は直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(管理及び報告)

第11条 乙は、委託業務に関する作業実績及び薬剤、消耗品等の受払の状況等を的確に記録し、整備するものとする。

2 乙は、次の事項について各月分を取りまとめ、翌月10日までに甲に提出するものとする。

- (1) 作業日誌 毎日の天気、降水降雪量、処理水量、原水及び放流点下流のpH、薬剤使用量、フィルタープレス稼働状況、施設の保安検査状況等を記載
- (2) 処理実績表 作業日誌の内容を項目ごとに月単位で集計した数値、並びに各月の電力使用量及び料金を記載
- (3) 水質分析表 毎月の所定日での原水、放流水、放流点上流及び放流点下流の水質検査結果を記載（なお、臨時で水質検査を実施した場合はその都度、分析結果を提出する。）

3 実績報告書の提出部数は2部とし、これに添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 作業日誌
- (2) 薬剤、消耗品等の受払簿
- (3) 工事費内訳表
- (4) 分析結果表
- (5) 処理状況を表す写真
- (6) 従事者勤務状況表
- (7) その他必要な書類

平成29年度坑廃水処理業務設計書

費目	細目	種別	細目	単位	当初契約			摘要
					数量	単価	金額	
本工事費	直接工事費	労務費	平日勤務	工	247			別紙①
			土・日、祭日勤務	工	118			
			大規模除草・補修作	工	25			
			計		390			
		材料費	消石灰	t	21.0			別添
			沈降剤	kg	70.0			
			計					
		直接経費	電力使用料	kwh	27,405			
			水道使用料	m3	912			
			計					
	直接工事費計							
	間接工事費	共通仮設費	電力基本料金	月	12			
			補修費	式	1			別紙②
			分析費	成分	266			別紙④
			営繕費	式	1			別紙⑤
現場管理費								
間接工事費計								
工事原価								
一般管理費								
工事費計								
消費税額							8%	
本工事費合計								



平成29年度 旧宝鉱山坑廃水処理業務 概要

区 分	業 務 内 容	数 量・単位
坑水処理量	0.217m <sup>3</sup> 分×1,440分/日×365日(目安)	114,187 m <sup>3</sup>
薬剤使用量	消石灰 (水量 114,187 m <sup>3</sup> × 159 g/m <sup>3</sup> )	18.8 t
	沈降剤 (水量 114,187 m <sup>3</sup> × 0.57 g/m <sup>3</sup> )	67.1 kg
薬剤購入量	消石灰	21.0 t
	沈降剤	70.0 kg
労務工数	平日勤務工数	247 工
	土・日、祭日勤務工数	118 工
	大規模除草、緊急補修等応援工数	25 工
	計	390 工
分析成分数	定期分析 処理原水 (毎月1回採水、1試料×12回×8成分) (成分: pH, Cu, Pb, Zn, Cd, As, SS, Fe)	84 成分
	シッケ-of (毎月1回採水、1試料×12回×7成分) (成分: Cu, Pb, Zn, Cd, As, SS, Fe)	72 成分
	放流点上・下流 (年4回採水、2試料×4回×8成分) (成分: pH, Cu, Pb, Zn, Cd, As, SS, Fe)	56 成分
	上記以外の月に放流点下流で測定 (1試料×8回×1成分) (成分: pH)	8 成分
	計	220 成分
	溶出試験 (年4回) (成分: Cd, Pb, As, Hg, Cr, CN, pH, Se ほか)	34 成分
	含有量試験 (年1回) (成分: T-Fe, Cu, Pb, Cd, Zn, Al, As, Mn, Mg, Ca, S, SiO <sub>2</sub> )	12 成分

## 労務費内訳

(金額単位 円)

区 分	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
平日勤務	工	247			・H29年度平日数 ・H28公共工事設計労務単価(特殊作業員)
土・日、祭日勤務	工	118			・H29年度土・日、祭日数 ・H28公共工事設計労務単価(普通作業員)
大規模除草・補修作業等応援	工	25			・坑内点検2人/月*12月+ 除草1人=25人工 ・H28公共工事設計労務単価(普通作業員)
計	工	390			

## 補修費内訳

(金額単位 円)

No.	項目	数量	単位	単価	金額	備考
1	pH自動制御装置関連部品等物品購入	1	式			工事費明細②-1
2	pH自動制御装置点検整備	1	式			工事費明細②-2
3	フィルタープレス分解点検	1	式			工事費明細②-3
4	フィルタープレス部品・材料費	1	式			工事費明細②-4
5	プレス関係機器点検・調整	1	式			工事費明細②-5
6	打ち込みポンプ分解整備	1	式			工事費明細②-6
7	パイプ修理	1	式			工事費明細②-7
8	回収古パイプ処理	1	式			工事費明細②-8
9	消石灰運搬装置点検	1	式			工事費明細②-9
10	沈降剤供給設備点検・部品交換	1	式			工事費明細②-10
11	石灰庫廻り危険木伐採工事	1	式			工事費明細②-11
12	ワイヤーロープ交換(消石灰運搬装置)	1	式			工事費明細②-12
13	中和槽攪拌機No. 2取替修繕	1	式			工事費明細②-13
14	本坑点検維持管理道路災害復旧工事	1	式			工事費明細②-14
	計					

(消費税別)









フィルタープレス分解整備 明細

(金額単位 円)

	項 目	数量	単位	単 価	金 額	備 考
	フィルタープレス部品交換作業					
1	主任技師	4.5	人工			3人×1.5日
2	交通費・宿泊費	1	式			
3	諸経費	1	式			
4	報告書作成	1	式			
	合 計					

(消費税別)









## パイプ修理費 明細

(金額単位 円)

	項 目	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1	材料費					原水パイプ更新
	3"φ硬質2種ホリパイプ	10	巻			30m/巻 1,111~1,261m (2系統 300m)
	同上用3FNジョイント	10	組			2系列
	小 計					
2	工事費					
	配管取替費	20	人工			小運搬含む
	パイプスケール除去	2,462	m			※(1,381*2)- ((150*2)+1)
	小 計					
3	足場設置費	1	式			本社川横断部分
4	補助材料及び機器損料	1	式			
5	交通費	1	式			
	合 計					

(消費税別)





[工事費明細 ②-10]

平成29年度

沈降剤供給装置設備点検・部品交換 明細

(金額単位 円)

	項 目	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1	部品費					
	セット部品 (ダイヤフラム、ボールチャッキ、バルブ、リング)	1	式			1台分 (No.2供給ポンプ)
2	部品交換作業費	1	式			本体機能点検含む
	合 計					

(消費税別)





[工事費明細 ②-12]

ワイヤーロープ交換（消石灰運搬装置）

平成29年度

明細

(金額単位 円)

	項 目	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1	ワイヤーロープ	2	本			キトロープホイストS2形 (1t) H2LL010L0611
2	ワイヤーロープ交換作業費	2	式			
3	出動費・通行料	1	式			
	合 計					

(消費税別)



## 本坑点検維持管理道路災害復旧工事

## 明細

(金額単位 円)

	項目	数量	単位	単価	金額	備考
1	伐採処理工					きこり
	伐採木 檜	1	本			目通りΦ450
	伐採木 樺	3	本			目通りΦ300
	伐採労務費 きこり	3	人工			
	丸太産廃処分費	2,750	kg			樺丸太0.7t+檜丸太 2.05t=2.75t
	枝葉産廃処分費	400	kg			樺枝葉0.1t+檜枝葉 0.3t=0.4t
	根株産廃処分費	2,100	kg			樺根株0.6t+檜根株 1.5t=2.1t
	伐採木運搬費	2	日			4tユニック車
	小計					
2	崩落土搬出処分					
	崩落土運搬費	2	日			ダンプ
	崩落土処分費	8	m <sup>3</sup>			
	労務費(普通作業員)	4	人工			
	労務費(土木一般世話役)	3	人工			
	0.2バックホー	2	日			
	重機回送費(往復)	1	回			
	小計					
3	雑工事					光ファイバー架線の取外し再取付は別途
	電気架線一時取外し再取付	1	式			
	電話架線一時取外し再取付	1	式			
	小計					
4	運搬諸経費	1	式			
	合計					

(消費税別)

## 定期分析 明細

(金額単位 円)

	項 目	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1	水質定期分析費					
	(処理原水)					月1回
	水素イオン濃度 (pH)	12	成分			
	銅 (Cu)	12	成分			
	鉛 (pb)	12	成分			
	亜鉛 (Zn)	12	成分			
	カドミウム (Cd)	12	成分			
	浮遊物質 (SS)	12	成分			
	鉄 (Fe)	12	成分			
	(放流点)					月1回
	銅 (Cu)	12	成分			
	鉛 (pb)	12	成分			
	亜鉛 (Zn)	12	成分			
	カドミウム (Cd)	12	成分			
	浮遊物質 (SS)	12	成分			
	鉄 (Fe)	12	成分			
	(放流点上流・下流)					年4回
	水素イオン濃度 (pH)	8	成分			
	銅 (Cu)	8	成分			
	鉛 (pb)	8	成分			
	亜鉛 (Zn)	8	成分			
	カドミウム (Cd)	8	成分			
	浮遊物質 (SS)	8	成分			
	鉄 (Fe)	8	成分			

定期分析 明細

(金額単位 円)

項目	数量	単位	単価	金額	備考
(放流点下流)					
水素イオン濃度 (pH)	8	成分			(4, 6, 7, 9, 10, 12, 13月の8回)
合計	220	成分			

(消費税別)



